

市民が主人公の市政めざす

日本共産党

新吉川

2019年

9月23日 No.970

日本共産党吉川市委員会

栄町1444－5 電話981－1922

吉川市の収入や支出がどうなっているのか、近隣市町や吉川市と同じ規模の市と比べることで状況がよく分かります。

9月議会は、昨年度の吉川市の事業とお金がどのように使われたのかの決算認定が主な議案です。また、今年度の国からの地方交付税やみなさんが納める市民税額がおおよそ決まります。市が予算化するお金は、家計で使うお金の計画とはちよつと違います。お金がないからと命や健康にかかわる事業や緊急に行わなければならない事業は待ったなしに実施しなければなりません。また、多くの市民要望に応える必要があります。そのために必要なお金を確保するために国に補助を求め、借金することも認められています。それが「量出歳入」、出ずるを量つて入るを制するという言葉で表されています。

市の予算

市民要望にこたえる予算組み

事業の財源を確保する手だてを

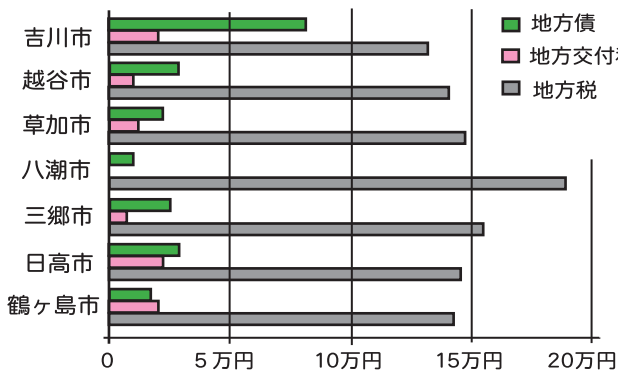
18年度の全県の統計がないため、17年度と比較してみました。

1人あたりの税金や交付税、借金

歳出は、1人が使ったお金

単位：円

	地方税	地方交付税	地方債	歳出
吉川市	132,197	20,482	81,942	367,546
越谷市	141,630	9,692	28,751	291,563
草加市	147,883	12,363	23,183	283,258
八潮市	189,123	319	10,463	335,620
三郷市	155,432	7,323	25,449	327,864
日高市	146,503	22,277	30,115	321,612
鶴ヶ島市	143,132	20,914	17,487	293,335



歳入は、全国の市と比べると市民税は多い方ですが、県内の40市と比べると少し低くなっています。特に法人税の割合が低いことが特徴です。その分地方交

付税の割合が他市（日高市などと同じ）より多くなっています。市民1人当たりの税金などを近隣市や吉川と同じ規模の日高市などと比べると上のグラフのようになります。八潮市は地方税が多いので地方交付税はほとんどありません。

1人当たりの支出は最高

吉川市の1人当たり使ったお金は最高です。これは新庁舎建設や吉川中学校の土地を購入したためで、地方債・借金も多くなっています。

18年度 おあしす内

は1とふるぽつとが閉店

18年度吉川市の事業の中で最も残念だったことのひとつが、は1とふるぽつとの移転です。市は事業者が決めたこととしています、しかし日本共産党吉川市議員団は葦の里を訪問し、施設



は1とふるぽつと移転後の

スペース開放を

市民交流センターおあしすの、は1とふるぽつと移転後のスペースをどのように活用するのかという問題についても、市の対応は問題があります。このスペースは市民の財産であり、「放置しておくべきではない、市民のために開放すべきだ」と、この1年間多くの市民から様々な声が寄せられているにも関わらず、何もしないということは、これまでの一般質問の中でも数名の議員が指摘してきましたが、行政の不作為という以外何物でもありません。早急に市民のために開放するべきといえます。

自治体の非正規職員に処遇改善

一時金が支払われるとの条例提案

1990年代以降、正規職員の欠員の代替えとして非正規を採用する、正規の増員ができない職場に非正規を「補助」として任用するなどの形で、各自治体で非正規職員の採用と正規職員の削減が進められてきました。地方公務員の臨時・非常勤職員数は全国で64万人に上ります。吉川市でも正規職員419人に対して、非正規職員数は321人であり、非正規職員の割合は実に43%と非常に大きなものとなっています。

このような職員採用のあり方は、「同一労働同一賃金」の原則に照らしても問題があり、「管制ワーキングプア」という言葉も生み出されてきました。公務は正規職員で行うことを前提として構成されている地方公務員法に照らしても、任用根拠の説明がつかず、最高裁等からも厳し



70年ぶりに法改正

こうした中で一昨年、70年ぶりに地方公務員法の「非常勤職員採用制度」と地方自治法の給与支給規定が改定されました。その施行に伴って、今回の9月議会には「吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例」が提案されました。

条例案は一般職の会計年度任用職員制度を創設し、その任用や勤務規律を明確にし、更にこれまで支払われてこなかった期末手当を支給することを定めました。

今回の法改正、そして条例提案はこれまでの非正規職員への不当な扱いに対し、一定の前進があったと評価しています。全国の自治体労働者

等が運動してきたことも、大きく影響してのことと考えます。

一方で、この条例を策定することにより正規職員の削減、非正規職員の採用の促進がなされるのではないかと懸念されます。雪田きよみ議員は、本会議でこの条例案に対し議案質疑を行いました。

政策室長は、特に会計年度任用職員の雇用を促進するとの意図はなく、正規職員をきちんと確保していくと答弁しました。

政策室長の言葉通り、いたずらに正規職員の削減や非正規職員の採用を進めることなく、正規職員をきちんと確保していただくことを強く要望し、日本共産党吉川市議員団は条例案に賛成しました。



置されました。集まった義援金約69万7千円は全て、いわき市役所こどもみらい部子供支援課に「東日本大震災遺児等支援事業基金」に寄付することとします。

定員250名、昼の部と夜の部、2回に分けて行われたコンサートは、たくさんの方々が参加しました。「群上」のみなさん、出演者のみなさん、ご協力されたボランティア、吉川マルシェ実行委員会のみなさん、素晴らしいコンサートを企画していただきありがとうございます。（記 雪田）

（記 雪田）

ご意見・要望等

お気軽にお寄せください

日本共産党吉川市議団

事務所 電話981－5160

e-mail : jcp-yoshikawa@outlook.jp

佐藤 清治 電話 981－3854

遠藤 義法 電話 981－0704

小林 昭子 電話 981－7027

雪田きよみ 電話 983－7140

災害援護資金の利率軽減

災害はいつどこで起こるかは分かりません。千葉では台風15号による甚大な被害を及ぼしております。災害に伴って亡くなられた方への弔慰金と合わせて公的に貸付される制度が今回改正の「災害援護資金」です。ほとんどの場合、自力で家の修繕等を行う貯えがなく、高齢者が多くの割合を占めていると言われています。誰にとつても住居は必要不可欠なものであり、どんな災害であろうと、生活基盤である住居の再建は避けて通れないものです。災害という非常時の出来事から、据え置き期間は無利子とはいえ、基本的に年利3%の付く「貸付」という制度が本来に適切なのかどうか考える時期に来ているといえます。東日本大震災では、災害援護資金の特例措置に関する特別法と政令が公布、施行され返済期間が13年となり、利率も変更されました。

今回の条例改正では、保証人を立てた場合には無利子で、据え置き期間後はこれまでの利率3%から1.5%に下げる内容ですので、一歩前進であり賛成です、と述べ日本共産党は賛成しました。

葦の里の自主性が何よりも一番に優先されなかったことが非常に残念です。

市が事業者に提案をしては1とふるぽつとが閉鎖し、新庁舎3階でのコーヒーとパンの販売が始まったにも関わらず、その移転がどうだったのか、何がどう変化したのか、現状をどう評価するのかを、市は一切示していません。

多くの市民の反対の声にも関わらず押し進めた事業です。結果評価を曖昧にし、市民に対し何も示さない姿勢は問題です。事業者とともに現状評価をきちんとするべきではないでしょうか。